

総社市国民保護協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第1号

総社市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

総社市国民保護協議会条例（平成18年総社市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条とし、移動条項に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除項」という。）を削り、移動後条に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員) 第2条 協議会 <u>の委員の定数は、25人以内とする。</u>	(会長及び委員) 第2条 協議会は、 <u>会長及び委員をもって組織する。</u> <u>2 会長は、市長をもって充てる。</u> <u>3 会長は、会務を総理する。</u> <u>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</u> <u>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</u> <u>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</u> <u>(2) 岡山県の職員のうちから市長が委嘱する者</u> <u>(3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</u> <u>(4) 市長がその部内の職員のうちから指定する職にある者</u> <u>(5) 教育長</u> <u>(6) 消防長及び消防団長</u> <u>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱す</u>

改正後	改正前
<p>(会長の職務代理) <u>第3条</u> 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議) <u>第4条</u> 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 <u>2</u> 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。 <u>3</u> 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(その他) <u>第5条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>	<p>る者 <u>6</u> 前項の委員の定数は、25人以内とする。 <u>7</u> 第5項第1号から第3号まで及び第7号の委員の任期は、当該職にある期間とする。</p> <p>(その他) <u>第3条</u> この条例に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。